

# 実務展望

# てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会  
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
 株式会社 三浦事務所  
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号  
 産学協同センター  
 電話 03-3685-5700 (代表)  
 編集発行人 三浦繁夫 © 2019  
 毎月1回1日発行 定価100円・〒共



## 渋谷スクランブルスクエア

(東京都渋谷区)

編集部(石上)撮影

2019年11月に開業した部分は、渋谷スクランブルスクエアの中でも「東棟」と呼ばれる部分。現在、東急百貨店東横店西館が建っているあたりに「西棟」、「中央棟」が建設予定で、いずれも2028年開業予定となっている。注目の商業施設は地下2階～14階まで16層のフロアに、売り場面積32,000㎡の巨大フロアが設けられた。2028年には3棟合わせ70,000㎡となる予定。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)



## スクランブル交差点

渋谷のスクランブル交差点の交通量は、多い日で1日50万人にも及ぶ。1回の青信号で行き交う人々の数は3,000人に及ぶ。ぶつからず、お互いがうまく避けあって渡る光景が外国人観光客の評判を呼び、多くの外国人から注目を集めるスポットとなっている。

### ボイラー溶接士学科試験受験準備講習会

各地区安全衛生技術センターでは、普通・特別ボイラー溶接士学科試験を2020年1月31日に実施いたします。当協会では下記の要領により資格取得のための受験準備講習会を開催いたします。(案内書及び申込書をご希望の場合はご請求ください。)

日時：2020年1月14日(火)～15日(水)  
 会場：産学協同センター 4階講堂  
 ※都営地下鉄=新宿線「西大島駅」A3番出口脇  
 受講料：44,000円(会員は38,500円)  
 (消費税込み・テキスト代・問題集を含む)

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内  
 電話 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902  
 URL : <http://www.jwes-1st.jp>

### 「天井クレーン定期自主検査者安全教育」

— 開催のご案内 —

開催日：2020年1月16日(木)  
 会場：江東区亀戸 6-41-20 機缶健保会館 地下1階 講習会場  
 受講料：11,316円(消費税込み・テキスト代を含む)  
 ※お問い合わせ・資料の請求は下記へどうぞ

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
 東京事務所

〒136-0071 江東区亀戸 6-41-20 機缶健保会館 4階  
 電話 03-3685-5222  
 FAX 03-3685-5746  
 URL <http://www.bcsa.or.jp>



## 第6回 東京都高校生溶接コンクール

「溶接甲子園」へ! (若手人材育成溶接コンクール)

東京都溶接協会(横田文雄会長)は12月21日に江東区の産学協同センターで「第6回東京都高校生溶接コンクール」を開催する。

本コンクールは、都内工業高校生及び職業能力開発センターの生徒が競技を通じて溶接技能の向上を図り、製造業の担い手を育成することが目的。

都内8校から参加を予定する40名の高校生が技量を競い、入賞者で2年生以下の上位2選手は来年4月25日に神奈川県で開催する第11回関東甲信越高校生溶接コンクールに東京都代表選手として出場する。

また、都内の職業能力開発センター(城東・多摩)の生徒がオープン参加を予定している。

コンクール見学希望の場合は左記事務局へお問合せ下さい。

《東京都溶接協会》

電話 03-3685-5448

昨年(第5回)参加者



昨年(第5回)の競技風景



## 第65回 「全国溶接技術競技会」開催

沖縄県北谷町

令和元年度(第65回)

全国溶接技術競技会「九州地区・沖縄大会」が11月16・17日の2日間、沖縄県北谷町のポリテクセンター沖縄を舞台に開催された。

16日の開会式、競技説明会には全国47地区の競技会を勝ち抜き、都道府県を代表した腕自慢が集まった。

翌17日は被覆アーク溶接の部56人・半自動アーク溶接の部56人合計112人の選手が卓越した技を競い合った。

東京都溶接協会から出場した石井尊士さん(日鉄溶接工業)と野澤大輔さん(前川製作所)の2人は優勝を目指して奮闘した。

競技成績の結果は外観審査とエックス線審査及び曲げ試験の判定後、1月下旬に発表される予定。



定期自主検査者安全教育を受けてステッカーを貼ろう



定価 200円 (税別)

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

定期自主検査を行うためには、クレーン等の点検に関する十分な知識が必要です。

この定期自主検査を行うに必要な知識等を付与するために、当協会の各事務所では、厚生労働大臣が定めた定期自主検査指針に沿い、厚生労働省労働基準局長が定めたカリキュラムに基づく天井クレーンおよび移動式クレーンの定期自主検査者安全教育を行っております。

また、当協会の行った上記教育を修了された方には、クレーン等の定期自主検査を実施したときに貼付するステッカーを販売していますのでご利用ください。

(注) クレーン等による労働災害を防止するため、クレーン等安全規則ではクレーン等について、1年以内ごとに1回および1月以内ごとに1回、定期に自主検査を行うよう定められています。

### 貼るときの注意事項

1. ステッカーを貼付する箇所の埃、油はきれいに拭き取ってください。
2. ステッカーの全面が密着するように、平面のところで丁寧に貼付してください。

# 〈外国人を雇い入れる際には、在留資格の確認が必要です〉

## 1. 在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格

就労が可能な在留資格は次の通りとなります。外交・公用・教授・芸術・宗教・報道・高度専門職・経営管理・法律会計業務・医療・研究・教育・技術・人文知識・国際業務・企業内転勤・介護・興行・技能・技能実習・特定技能

そのうち、民間企業で採用する際に多く見受けられる代表的な在留資格は次の通りです。

在留資格	活動内容	該当職種の例	在留期間
技術 人文知識 国際業務	工学、自然科学、人文科学等	通訳・機械工学技術者・企業内の語学教師・マーケティング業務	5年・3年 1年又は3月
介護	介護福祉士の資格を有する者の介護および介護指導	介護福祉士	5年・3年 1年又は3月
企業内転勤	本邦内に本店支店その他事業所のある機関の外国にある事業所の職員が、期間を定めて転勤し、当該事業所において行う技術・人文知識・国際業務	国外の事業所からの転勤者	5年・3年 1年又は3月
技能	特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務への従事	外国料理の調理師・スポーツ指導・航空機の操縦	5年・3年 1年又は3月
技能実習	1号・2号・3号： 1. 日本の公私の機関の外国にある事業所の職員、または日本の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員が、日本の公私の機関との雇用契約に基づいて、当該機関の日本にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動。(企業単独型受け入れ) 2. 法務省令で定める要件に適合する、営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の習得および当該団体の策定した計画に基づき、責任および監理の下に、日本の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動。(団体監理型受け入れ)	技能実習生	1号： 1年を超えない期間 2号・3号： 2年を超えない範囲
特定技能	1号：本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	介護・ビルクリーニング・素形材産業・産業機械・電気電子情報産業・建設・造船・自動車整備・航空・宿泊・農業・漁業・飲食品料製造・外食	1年 6月又は4月
	2号：本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって熟練した技能を要する業務に従事する活動	建設・造船・船用工業	3年 1年又は6月

## 2. 資格外活動許可により限定的に就労できる在留資格〈留学・家族滞在〉

「留学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方がアルバイト等の就労活動を行う場合には、地方入国管理局で資格外活動の許可を受けることが必要です。

資格外活動の許可を得れば、「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方については原則として1週28時間まで就労することが可能となります。また、「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方は、その方が在籍する教育機関が夏休み等の長期休業期間中については、11日8時間まで就労することが可能となります。これらの就労は包括的に許可されますが、教育機関の長期休業期間等、具体的な許可の範囲については、「資格外活動許可書」により確認することができます。

「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方についても、資格外活動の許可を得れば原則として1週28時間まで就労することが可能となります(包括許可)。

事業主の方は、これらの在留資格を有する方を雇用する際には、事前に「旅券の資格外活動許可証印」又は「資格外活動許可書」などにより就労の可否及び就労可能な時間数を確認して下さい。なお、これらの方は風俗営業等に従事することはできません。

## 3. 就労活動に制限がない在留資格4種類 ①永住者 ②日本人の配偶者等 ③永住者の配偶者等 ④定住者

これらの在留資格をもって在留する外国人の方は就労活動に制限はありません。

在留資格	本邦において有する身分又は地位《当該職業例など》	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認めるもの 法務大臣から永住の許可を受けた者	5年、3年、1年又は6月
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者《日本人の配偶者・実子・特別養子》	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは入管特例法に定める特別永住者(以下、「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者《永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子》	1. 5年、3年、1年又は6月 2. 5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者《インドシナ難民、条約難民、日系3世、外国人配偶者の実子など》	1. 5年、3年、1年又は6月 2. 5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

### 高校生溶接コンクール 協賛企業

**電動ファン付き呼吸用保護具 プレスリンクシリーズ**

呼吸はここまで軽くなる。

プレスリンク BLが叶えた3つのメリット

1 快適 2 電池長持ち 3 軽い

サカサ式  
**BL-321S**  
最軽量\* コードレス電動ファン

サカサ式  
**BL-100S**  
頭部への負担を抑えたセパレート型電動ファン

サカサ式  
**BL-1005**  
溶接作業のスタンダード

※日本国内発売PAPR 2018年3月現在(当社調べ)

クリーン、ヘルス、セーフティで社会に  
**興研株式会社** <http://www.koken-ltd.co.jp> 〒102-8459 東京都千代田区四番町7 TEL.03-5276-1911(大代表) FAX.03-3265-1976

